

## 高圧ガス保安法令関係例示基準資料集 第9次改訂版

### 【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所をご確認のうえ、ご使用下さい。

訂正箇所	正	誤
一般高圧ガス 保安関係規則 22.障壁 P.73	1.2 コンクリートブロック製障壁 コンクリートブロック製障壁は、直径9 mm以上の鉄筋を縦、横40 cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充填した厚さ15 cm以上、高さ2 m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のものであること。	1.2 コンクリートブロック製障壁 コンクリートブロック製障壁は、直径9 mm以上の鉄筋を縦、横40 cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充填した厚さ15 cm以上、高さ2 m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のものであること。  なお、移動式圧縮水素スタンドにて設置する鋼板性障壁は、厚さ3.2 mm以上の鋼板に30×30 mm以上の等辺山形鋼を縦、横40 cm以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ6 mm以上の鋼板を使用し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のものであること。
	網掛け( )部分を削除。(該当ページ P.73)	
コンビナート 等保安関係規則 3.ガス設備等に使用する材料 P.6	1. (略) 2. 圧縮水素スタンドの高圧ガス設備(常用の圧力が20 MPaを超える圧縮水素が通る部分及び常用の圧力が1 MPa以上の液化ガスが通る部分に限る。)にあっては、その種類に応じ、次に定める材料(以下2.において「規格材料」という。)、～(以下略)	1. (略) 2. 圧縮水素スタンドの高圧ガス設備(常用の圧力が20 MPaを超える圧縮水素が通る部分に限る。)にあっては、その種類に応じ、次に定める材料(以下2.において「規格材料」という。)、～(以下略)
	網掛け( )部分を追加。(該当ページ P.19)	